平成30年度事業報告

林業・木材製造業労働災害防止協会

平成30年度事業報告

第1 平成30年度事業運営に当たっての基本的考え方

平成30年度の事業運営にあたっては、平成30年度事業計画「第2 平成30年度の事業運営にあたっての基本的考え方」において、事業運営の基本方針を以下のとおり定めて実施した。

【平成30年度の事業運営にあたっての基本的考え方】

平成30年度の事業運営にあたっては、「第1 当協会を取り巻く状況について」(略)を踏まえ、「林材業労働災害防止計画(5カ年計画・2018年度~2022年度)」(以下「13次災防計画」という。)の初年度として、同計画の目標達成に向けた労働災害防止対策の推進に取り組む。

- 1 伐木作業及び中高年齢者・新規就業者の労働災害の対策に係る取組(新規)
 - ア 林野庁と連携した活動の展開(新規)

安全管理士及び林材業労災防止専門調査員(以下「安全管理士等」という。)と林業普及 指導員の連携による伐木作業現場における労働災害防止対策について、林野庁と連携した特 別活動を展開する。

- イ 伐木作業における中高年齢者及び新規就業者に係る死亡災害防止に関する調査研究(新規) 伐木作業における中高年齢者及び新規就業者による災害の未然防止のため、中高年齢者及 び新規就業者に係る死亡災害防止に関する調査研究を実施して、林業死亡災害防止対策を検 計し策定する。
- 2 業界全体の安全衛生活動底上げに係る事業

安全管理士等の専門家を活用し、企業・業界団体等に対し労働災害防止に関する技術的な指導・援助を行うとともに、企業・業界団体傘下の事業場への集団指導、個別指導の実施等により、林業及び木材製造業の業界全体の安全衛生水準の向上を図る。

3 林材業における労働災害再発防止対策事業

13 次災防計画の目標である死亡労働災害について、2017 年と比較して 2022 年までに 15%以上減少、休業 4 日以上の死傷災害については 5%以上減少の目標達成に向け、「林材業死亡労働災害多発警報発令要綱」(平成 29 年 8 月改正)に基づき、各種労働災害再発防止対策を、本部・支部及び関係行政機関が緊密に連携して実施すると同時に、重篤な労働災害が発生した小規模事業場を対象に、安全管理士等による年間を通じた集中個別指導を実施する。

4 実践的リスクアセスメント導入のための安全衛生教育訓練事業

平成27年度から実施している林業向けの実践的リスクアセスメント及び平成28年度に実施した木材製造業向けの実践的リスクアセスメントに係る、各々の集団指導会を引き続き開催する。また、受講の難しい事業主、安全管理担当者又は労働者の集団指導会への参加を促すため、木材製造業の事業場に出張して行う出前(集団)指導会についてはカリキュラムを見直し、演習のみの受講も可能とするなどして、リスクアセスメント手法の導入促進・定着を図る。

5 振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業

林業では未だに振動障害に認定される労働者が後を絶たない状況にあるため、チェーンソー取扱労働者の適切な作業管理を図るとともに、定期健康診断や特殊健康診断に基づく適切な健康管理を実施することが重要である。

このためチェーンソー取扱事業場とその労働者及び特殊健康診断の実施状況等を的確に把握するとともに、労働基準行政機関と連携し、当該事業場等に対する特殊健康診断の周知、受診勧奨及び指導並びに林業巡回特殊健康診断を実施し、チェーンソー取扱労働者における振動障害の予防と早期発見を図る。

6 伐木作業者に対する能力向上教育の充実強化事業 (新規)

高度な技能が必要な伐木作業従事者の技能習得のための講習及び技能評価制度を構築する ための伐木作業の調査研究を実施する。

以上6つの事業について成果目標を定め、13次災防計画初年度としての具体的な取組みを着 実に実行するとともに、労働災害の発生状況を速やかに把握・分析し、時期を逸することなく 会員等の労働災害防止に資する効果的な対策を的確に実施する。

また、これらに加え、林材業における労働安全衛生教育の専門機関として、労働安全衛生法に基づく安全衛生教育の計画的な実施及び教育水準の斉一性確保を目的とした講師養成研修及び木材製造業種の多様化、木材加工技術の高度化等を踏まえ、平成29年度に変更した労働災害防止規程に基づき、会員事業場における遵守、指導の徹底に係る取組など、林材業の安全衛生対策に関する各種措置について関係機関等と緊密に連携した積極的な展開を図ることにより、協会の目的・使命である労働災害防止に向けた活動を一層推進する。

第2 平成30年度に取り組んだ具体的な事業活動

1 安全衛生管理活動事業(補助事業)

(1) 伐木作業及び中高年齢者・新規就業者の労働災害の対策に係る取組(新規)

林業において、平成25~28年の間に発生した伐木作業による死亡災害は99件発生しており、林

業全体の死亡災害の7割程度を占めている。

さらに、50歳以上の中高年齢者の死亡災害は約7割を占めているとともに、経験年数10年以下の 新規就業者の死亡災害も約半数を占めていることから、早急の対策が必要となっている。

こうした状況の下、伐木作業及び中高年齢者・新規就業者による災害の未然防止のため、喫緊の 課題として以下の取り組みを実施した。

ア 林野庁と連携した特別活動の展開 (新規)

安全管理士と林業普及指導員等が連携し、特別活動(技術的な指導及び援助)として、集団指導を 実施し、より効果的な現場指導を展開した。

(ア) 過去5年間で死亡労働災害が多く発生した24支部を選定し、集団指導内容について事前に調整するため「連絡調整会議」を開催し、安全管理士と林業普及指導員等による集団指導会を実施した。

集団指導会の実施状況については、次のとおり

伐木作業時における労働災害防止のための集団指導会		
集団指導会実施支部 24 支部		
集団指導会実施回数	29 回	
受講者数	1,743名	

- (イ)「13 次災防計画」、「過去の災害を分析した結果と対策」、「労働災害に伴う事業者の4大責任」、「林業における労働安全衛生法違反容疑の送検事例」及び「林業における死傷者数の推移」等をまとめた「林業死亡労働災害撲滅のための集団指導会(参考資料)」を作成し、集団指導会における指導書として使用した。
- (ウ)集団指導会において災防規程の周知及び死亡災害再発防止対策の徹底を指導した。
- (エ) リスクアセスメントの定着に向けたフォローアップのための指導を実施した。
- イ 伐木作業における中高年齢者及び新規就業者に係る死亡災害防止に関する調査研究(新規) 伐木作業における中高年齢者及び新規就業者の過去の労働災害を分析し、分析結果を踏まえ、 外部有識者からなる林業死亡災害防止対策検討委員会を設置し、災害の特徴を踏まえた死亡災害 防止対策を検討した。
- (ア) 過去の死亡災害事例から伐木作業、中高年齢者及び新規就業者の災害を分析した。
- (イ)検討委員会の設置と委員会を開催した。

林業災害の専門的知見を有する外部有識者からなる検討委員会を設置するとともに、同委員会を開催し、中高年齢者及び新規就業者に係る死亡災害防止に関する調査研究検討を行った。

伐木作業者における中高年齢者及び新規就業者に係る死亡労 働災害防止に関する調査研究検討委員会の開催

第1回 平成30年7月27日 第2回 平成30年10月 5日 第3回 平成31年 2月15日

(ウ) 平成30年度の報告書の取りまとめ

「伐木作業における中高年齢者及び新規就業者に係る死亡労働災害防止に関する調査研究報

告書」をまとめた。また、「分析結果を踏まえた中高年齢者及び新規就業者の労働災害防止対策」 を取りまとめ、平成31年度の集団指導等で周知・指導を実施することとした。

(2) 業界全体の安全衛生活動底上げに係る事業

林業における労働災害の発生頻度を度数率で見ると 26.17 (平成 28 年) と全産業の 2.91 (同) と 比べ非常に高く、死傷年千人率で見ても全産業の 2.2 (同) に対し 31.2 (同) と同様に高い。労働 災害の重さの程度を強度率で見ると 4.30 (同) と全産業の 0.18 (同) と比べ非常に重い状態である。

また、木材製造業は、強度率は 0.10 (同) と製造業の 0.22 (同) を下回っているが、度数率を見ると 6.10 (同) と製造業の 3.00 (同) と比べ高く、死傷年千人率を見ても 11.0 (同) と製造業の 2.7 (同) と比べ非常に高い状態であることから、安全管理士等を活用し、非会員を含めた業界全体に対する自主的な安全衛生活動の底上げを図る取組を行った。

加えて、林材業の事業場は小規模零細の事業場が多数を占め、安全衛生管理体制が整備されていないことから、小規模零細事業場へ集中指導を行い安全衛生水準の向上に向けた取組を行った。

ア 企業に対する自主的な安全衛生活動の技術支援指導

平成30年度は、王子木材緑化株式会社と三井フォレスト株式会社に対して「林材業の企業・団体に対する安全衛生活動の技術支援事業を実施した。

イ 企業・業界団体等傘下の事業場に対する指導(年間)

王子木材緑化株式会社及び三井フォレスト株式会社に対する主な技術支援は次のとおり

実 施 項 目	王子木材緑化株式会社	三井フォレスト株式会社
安全衛生教育を含めた集団指導	8回 20事業場	9回 11事業場
個別指導	4 事業場	11 事業場
安全パトロール	7 事業場	13 事業場

ウ 安全管理士等が行う林業・木材製造業の事業場に対する現場安全パトロール等による個別指導 及び集団指導等の取組

実 施 項 目	実施都道府県	実 施 回 数
個別指導	35 都道府県	287 回
現場安全パトロール	35 都道府県	302 回
集団指導	44 都道府県	348 回
リスクアセスメントの定着に向けたフ ォローアップ	20 都県	55 回

エ 林材業労災防止専門調査員(以下「専門調査員」という。)による労働災害防止活動支援事業

専門調査員による死亡労働災害発生状況の把握と分析、集団指導、個別指導、現場安全パトロール及びリスクアセスメントフォローアップについては、34回実施した。

(3) 林材業における労働災害再発防止対策事業

13 次災防計画において死亡労働災害については、2017 年と比較して 2022 年までに 15%以上減少を、休業 4 日以上の死傷災害については 5%以上減少を目標としている。

このため、平成26年度から労働災害再発防止対策として実施している「林材業死亡労働災害多発警報」の発令は、発生地域での重点的かつ集中的な労働災害防止対策が必要であることから、死亡労働災害の多発傾向を迅速に捉え、当該発生地区の支部に「林材業死亡労働災害多発警報発令要綱」に基づく警報の発令を行い、本部(安全管理士、専門調査員)、支部(分会)及び関係行政機関等が一体となり、現場安全パトロール、緊急集団指導会の開催等効果的な労働災害防止のための活動を実施することにより、再発防止対策の徹底を図った。

ア 林材業死亡労働災害多発警報発令要綱に基づく労働災害防止対策の実施

(ア) 発令支部

林業

北海道支部(2回)、秋田県支部、岩手県支部、福井県支部の4支部

• 木材製造業

三重県支部、岐阜県支部の2支部

平成30年度の警報発令支部	林 業	4 支部 5 回
	木材製造業	2 支部 2 回

(イ) 支部の取組

- ・支部長名により会員事業主に対して注意喚起をうながす通知をするとともに、死亡労働災害 が発生した事業場に対する指導を集中的に行った。
- ・労働局、森林管理局、都道府県、関係団体、事業発注機関へ協力要請を行うとともに、報道 機関に対して報道を要請した。
- ・関係行政機関と連携して現場安全パトロール及び緊急集団指導会を実施するとともに、会員 事業場事業主による自主安全パトロールと一斉自主点検を実施した。
- ・関係協力団体、支部、分会及び労働災害が発生した会員事業場等を中心に「労働災害多発警 報発令中」のポスター掲示及び労働災害の発生を注意喚起するのぼり旗の設置を行った。

実 施 項 目	実 績
現場安全パトロール	317 事業場
緊急集団指導会の開催	94 回
ポスター掲示	595 箇所

のぼり旗の設置	432 箇所

イ 重篤な労働災害が発生した小規模事業場への集中指導

安全管理士の活用による、重篤な労働災害を発生した小規模事業場に対する年間を通した集中 指導を実施し、集団指導、安全パトロール、リスクアセスメントフォローアップなど、一層実効 性のある労働災害防止対策を指導した。

実 施 項 目	実 績
集中指導事業場数	11 事業場
集団指導回数	25 回
安全パトロール等による個別指導回数	94 回
リスクアセスメントフォローアップ	4 回

(4) 実践的リスクアセスメント導入のための安全衛生教育訓練事業

近年の林材業における労働災害の発生状況は、死傷年千人率、度数率、強度率において他の産業に比べ突出して高くなっている。

このため、平成 27 年度から林業、平成 28 年度から木材製造業のリスクアセスメントを実施してきた。

木材製造業のリスクアセスメントについては、製造ラインを止めることができないとの理由から、 受講者数が目標を下回ったため、平成29年度から、受講者数を50人から10人程度、講習時間を4時間から3時間、実施箇所を事業場の会議室等まで出向く出前(集団)指導会を導入した。

しかし、講習時間を3時間としていたため、就労後に実施する場合、帰宅が遅くなる等の理由で 受講者数が少なかった。

そこで 30 年度は小規模の木材製造業の作業者にはリスクに対する感受性を高めるために必要な「リスクの洗い出し」の演習のみを受講することも可能とする出前(集団)指導会を実施すること とした。

具体的には、リスクの感受性を高めるための1時間の講習を事業主、安全管理担当者及び作業者が受講し、その後、引き続き事業主及び安全管理担当者(希望する作業者を含む。)がリスクアセスメントの手法を学ぶために1時間の講習を受講するように変更して実施した。

ア 集団指導会の開催

全国 47 都道府県支部において木材製造業及び林業の集団指導会を開催し、林材業事業場の事業 主、安全管理担当者及び労働者に対しリスクアセスメント手法等の説明を行うとともに、実践的 リスクアセスメントの演習を行った。

イ 出前(集団)指導会の開催

木材製造業については、受講を希望する事業場に出向いて行う出前(集団)指導会を実施した。 また、カリキュラムを1時間又は2時間程度に短縮して演習を実施した。

集団指導会	実施支部数	実施回数	受講者数
実践的リスクアセスメント (木材製造業版) 導 入のための集団指導会	23 支部	26 回	446 人
出前集団指導(木材製造業版)	22 支部	39 回	527 人
実践的リスクアセスメント(林業版)導入のための集団指導会	44 支部	74 回	2,271 人

2 労働災害防止特別活動推進事業(補助事業)

(1) 振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業

ア 林業チェーンソー取扱労働者健診促進事業

未受診労働者のより一層の受診率向上を図るため、「林業チェーンソー取扱労働者雇用状況等及び振動特殊健診実施状況調査票」によりシステムに登録されている事業場における雇用労働者のその後の変動調査を含む健診状況把握を行うとともに、「新規にシステム登録する事業場に対する調査」により新たなチェーンソー取扱事業場及び労働者の把握を行い、当該調査結果に基づき前年度未受診労働者を雇用する事業場及び3年以上の未受診労働者等に対し、特殊健診の受診の勧奨・指導を行った。

また、厚生労働省幹部との意見交換会において、チェーンソー取扱労働者を使用する事業者に対する巡回特殊健康診断の周知と受診勧奨について協力を依頼するなど、行政との連携を図った。

林業チェーンソー取扱登録事業場数 (30 年度末)	3, 209 事業場
特殊健診受診勧奨事業場数 (29 年度1年間未受診者のいた事業場)	1,833 事業場
林業チェーンソー取扱登録労働者数 (30 年度末)	28,466 人
特殊健診受診勧奨労働者数(29年度3年以上未受診)	2,770人

イ 林業巡回特殊健康診断事業

林業チェーンソー取扱労働者の振動障害の予防を図るため、健診班を編成して巡回することにより、受診機会の少ない労働者に対し特殊健康診断を実施した。

また、健診促進事業に登録されている事業者(約3,300事業場)に対しては、特殊健康診断の 通知及び受診勧奨文を送付して周知を図った。

特殊健診受診者数	19 711 Å
(振動障害特殊健診実施状況調査による)	19, 711 /

上欄のうち林業巡回特殊健康診断事業による受診者数 (厚生労働省補助事業助成対象受診者数)	17, 357 人
---	-----------

3 安全衛生教育支援事業(自主事業)

(1) 安全衛生教育等の実施と資格取得の促進

労働安全衛生法に基づく、技能講習、特別教育等の安全衛生教育に関して必要な情報を提供する とともに、これら講習・教育等の開催日程を協会ホームページに掲載し、受講者の利便性の向上と 受講機会の拡大を図った。

ア 労働安全衛生に係る講習会等の実績

	区分	実施支部数	受講者数 (人)
	a 木材加工用機械作業主任者	35	1, 246
	b はい作業主任者	9	541
ア	c 小型移動式クレーン運転 (1 t 以上 5 t 未満)	4	163
技能講習	d フォークリフト運転 (1 t 以上)	6	623
講習	e 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用) 運転	1	59
	f 玉掛け (1 t 以上)	4	220
	a 伐木等機械の運転の業務	31	1, 679
	b 走行集材機械の運転の業務	32	1, 472
1	c 機械集材装置の運転の業務	26	608
	d 簡易架線集材装置等の運転の業務	29	1, 292
年 衛 生	e 伐木等の業務(安衛則第 36 条第 8 号)	45	11, 415
安全衛生特別教育	f チェーンソー取扱業務(安衛則第36条第8号の2)	1	150
教育	g 小型車両系建設機械(3 t 未満)運転業務	5	99
	h ロープ高所作業従事者特別教育	2	41
	i フルハーネス型安全帯使用作業の業務	1	73
(ウ)職長	長等の教育(安衛則第40条)	0	0
(工) 能力	林業架線作業主任者能力向上教育	1	54
(才) 安全	a フォークリフト運転業務 (安衛令第20条第11号) 従事者安全衛生教育 (1t以上)	1	42
安育	b 機械集材装置運転業務従事者安全衛生教育	2	46

	c チェーンソーを用いて行う伐木等業務従事者安全衛 生教育		1, 449
	a 造林作業の指揮者等安全衛生教育	14	463
(カ カ	b 刈払機取扱作業者安全衛生教育	46	13, 225
c 林業用単軌条運搬機安全衛生教育		2	38
通達教育	d リスクアセスメント実務研修	5	158
育	e 林業架線作業主任者免許取得講習	1	11
	f 荷役運搬機械等によるはい作業従事者安全教育	7	203
その他		4	64

イ 地方公共団体等からの補助事業・受託事業等の実績

支部において、地方公共団体等からの補助事業、受託事業などによる安全衛生教育等を実施した。

	区分	実施支部数	受講者数 (人)
a	安全衛生指導員養成研修の実施	7	141
b	安全巡回指導の実施 (指導班による巡回指導を含む)	16	999
С	林業就業支援事業関係	14	2, 505
d	緑の雇用関係	10	1, 167
е	振動障害予防等の対策の実施	21	5, 177
f	蜂刺傷災害対策支援事業	19	5, 107
g	林業架線作業主任者受験準備講習	6	95
h	技能講習関係	12	639
i	その他	31	4, 466

ウ 適正な労働安全衛生教育講習のための内部監査及び臨時監査等による指導の実施

支部が実施している技能講習について業務内容を把握するとともに、登録教習機関として労働安全衛生法等関係法令に基づいた適切な実施に関する内部監査を青森県支部、宮城県支部、福岡県支部及び鹿児島県支部に対して実施した。

監査の種類	実施支部数
登録教習機関業務に関する内部監査	4 支部

(2) 図書・安全衛生用具等の普及

ア 図書教材等の作成、頒布

「図書・DVD・安全衛生用品カタログ」の平成30年度版を作成・配布するとともに、協会ホームページに掲載するなど積極的なPRを行った。また、一般への図書・用品の販売を行い、会員をはじめ一般にも広く紹介し販売を促進することで、労働安全衛生意識の向上を図るとともに自主財源の確保に努めた。

平成30年度新たに作成または改訂したもの

種類	数量
① 教材、DVD関係(作成)	
改訂版 林業現場責任者の基礎知識	500 部
② その他	
労働安全ポスター	8,500枚
労働衛生ポスター	7,000枚

平成30年度以前作成のもので、改訂または増刷したもの

種類類	数量
① 教材等	
改訂初版 チェーンソー作業の安全ナビ	19,000 部
改訂初版 安全な刈払機作業のポイント	33,000 部
上級チェーンソー作業者の安全ガイド	2,000 部
車両系木材伐出機械安全マニュアル	3,000 部
集材機運転者安全必携	1,000 部
ソーチェーンの正しい目立て	1,500 部
かかり木処理作業の安全	1,500 部
手工具による安全な造林作業	1,500部
被害木の安全な処理作業	2,000 部
造林作業安全衛生実務必携	500 部
木材加工用機械作業の安全	1,500 部
林業架線作業主任者テキスト	700 部
安全作業の基本シリーズ④安全な刈払機作業	1,000 部
安全作業の基本シリーズ⑤手工具による造林作業	
② DVD	·
なし	

その他

着胸用ゼロ災ワッペン	500 個
機械集材装置表示板	200 枚
商品カタログ(2018 年→2019 年)	3,000 部

林材安全(30年4月~31年3月)	毎月 2,500 部
-------------------	------------

イ 安全衛生用品等の普及促進

チェーンソー作業等における防護衣(具)の確実な着用を推進するため、当協会がメーカーと 共同開発した製品及びメーカー独自開発製品について、労働災害を防止するうえで不可欠なもの として、全国林材業労働災害防止大会でのデモンストレーションやメーカー各社の製品展示とと もに、協会ホームページへの掲載など、積極的なPR・販売に努め、労働安全衛生意識の向上を 図った。

(3) 月刊情報誌「林材安全」の編集・発行

月刊情報誌「林材安全」は、林材業界唯一の労働安全衛生専門誌としての公益性、社会性に則して労働災害防止対策・手法、最新の労働災害情報、調査分析、行政の動きを分かりやすく、迅速かつ確実に伝えるよう内容の充実を図った。特に、「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会」の報告書に係る、今後の省令改正への動きなどを含め、「第 13 次労働災害防止計画」と「13 次災防計画」の概要を掲載し、その具体的な取組み事項について周知を図った。また、全国林材業労働災害防止大会で配布するなど広報活動を推進するとともに、自主財源確保の手段として購読者の拡大、有料広告の確保掲載に努めた。

月刊情報誌「林材安全」年間発行部数	延べ 31,000 部
-------------------	-------------

(4) 労働安全・労働衛生標語の募集

林材業労働安全標語及び林材業労働衛生標語を一般公募し、採用された標語を使用した労働安全 ポスター及び労働衛生ポスターを作成、販売した。

ア 平成30年度林材業労働安全標語 「手を抜くな 作業手順と 基本動作」

イ 平成30年度林材業労働衛生標語 「健診で 増える安心 減るリスク」

ウ 平成 30 年度労働安全ポスター 8,500 枚

エ 平成30年度労働衛生ポスター 7,000枚

(5) 安全衛生教育テキスト等作成委員会の開催

当協会が発行する安全衛生教育用図書等の作成または改訂にあたり、専門的知見を有する有識者等で構成された委員会により、図書の編さん内容等の検討を行った。

[検討対象図書]

- ア 「新刊 安全な車両系木材伐出機械の運転操作(仮称)」
- イ 「改訂版 かかり木処理作業の安全」
- ウ 「改訂版 林業現場責任者の基礎知識」

安全衛生教育テキスト等作成委員会の開催	年2回
---------------------	-----

(6) 安全衛生教育等に係る講師養成研修の開催

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及び労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号) に規定する安全衛生教育について、事業者に代わって、当協会の各都道府県支部において実施して いるところであり、当協会が、林材業における労働安全衛生教育の専門機関として、講師に求めら れる一定水準以上の教育知識等を補完することを目的として、講師養成研修を開催した。

実施日	平成 30 年 7 月 12 日~13 日 (2 日間)
内 容	労働安全衛生関係法令の全般、振動障害の予防と対策の講義のポイント、チェーンソー及び刈払機の取扱い、チェーンソー作業等の実技講習における講義のポイント、保護具等のJIS規格の認定基準とその有効性、安全衛生教育講習会における効果的な講義のポイント等について研修
受講者数	47 名

4 安全衛生対策支援事業(自主事業)

(1)「林材業労働災害防止計画(5カ年計画)」の目標達成に向けた取組の実施

林材業で働く人々の安全と健康の確保を目指し、協会が取り組むべき方向と対策を示す 13 次災防計画を策定し、2022 年までに死亡労働災害を、2017 年と比較して 15%以上減少させること、休業 4日以上の死傷労働災害を、2017 年と比較して 5%以上減少させることを目標とした。

この目標値を達成するため、本部、支部、会員事業場が一丸となり、年間を通じて取組を着実に 実施することを目的として、「平成30年度林材業労働安全衛生に関わる取組の実施要領」(以下「実 施要領」という。)を策定した。

また、実施要領の「重点とする取組」として、次の取組を実施した。

ア 「林業・木材製造業労働災害防止規程(以下「災防規程」という。)」の遵守徹底

労働災害防止月間、死亡労働災害多発警報発令期間における集団指導会、安全パトロール等に おいて、災防規程の遵守が徹底されるよう指導した。

また、林材業において過去に発生した林業と木材製造業の死亡労働災害を分析し、死亡労働災害が多発した作業の安全対策に関係する災防規程の条文を小冊子にまとめた①「林材業労働災害防止規程講習会資料 No 1 死亡労働災害の撲滅に向けて 林業作業 (A5 版)」、さらに死亡労働災害再発防止対策をまとめた②「林業作業「今日の作業ポイントカード」(B5 版)」と、同様に木材

作業についても、③「林材業労働災害防止規程講習会資料 No2 死亡労働災害の撲滅に向けて 木材製造業 (A5 版)」と④「木材製造業「今日の作業ポイントカード」(B5 版)」を作成し、リスクアセスメント集団指導会において説明し、災防規程の周知及び指導を行った。

イ リスクアセスメントの普及と実施の推進

実践的リスクアセスメント導入のための林業及び木材製造業における集団指導会を実施した。

- ウ 「林材業死亡労働災害多発警報発令要綱」に基づく効果的な再発防止対策を実施した
- エ 重篤な労働災害が発生した小規模事業場に対する集中指導を実施した。

(2) 伐木作業者に対する能力向上教育の充実強化事業 (新規)

林業において、平成 25~28 年の間に発生した伐木作業による死亡災害は 99 件発生しており、林業全体の死亡災害の 7 割程度を占めており、伐木作業の中には、偏心木の伐倒やかかり木処理のように高度な技能を必要とする伐倒作業が存在することから、死亡災害を減少させるために、それらの伐木作業に従事する者に対する講習が求められている。

そこで、こうした高度な技能が必要な伐木作業従事者の技能習得のための講習制度の構築を喫緊の課題として外部有識者による以下の調査研究を行った。

ア 検討委員会の設置と委員会の開催

高度な技能が必要な伐木作業の専門的な知見を有する外部有識者からなる検討委員会を設置するとともに、委員会を開催し、伐木作業従事者に対する能力向上教育を実施するための検討を行った。

伐木作業者に対する能力向上教育の充実のための調査研究 検討委員会の開催 第1回 平成30年 6月 29日 第2回 平成30年 9月 21日 第3回 平成30年 11月 9日 第4回 平成31年 3月 8日

イ 平成30年度報告書の取りまとめ

検討委員会での審議結果を取りまとめ、平成30年度報告書を作成した。

(3)「林業・木材製造業労働災害防止規程」の遵守指導

林業・木材製造業労働災害防止規程は、林業と木材製造業について、それぞれ見直しを行った。 林業については、木材伐出機械等に係る労働安全衛生規則の改正、振動障害予防対策の改正、チェ ーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドラインを内包する変更を、木材製造業については、 業種の多様化と機械設備の技術革新の進展への対応などにより変更し、厚生労働大臣の認可を得て、 平成29年10月26日から新災防規程が適用され、会員に遵守・徹底されるよう事業場へ配付した。 平成30年度は、新災防規程の遵守・徹底について、あらゆる機会を通じて指導を行った。 林材業において過去に発生した林業と木材製造業の死亡労働災害を分析し、死亡労働災害が多発した作業の安全対策に関係する災防規程の条文を小冊子にまとめた①「林材業労働災害防止規程講習会資料 No1 死亡労働災害の撲滅に向けて 林業作業 (A5 版)」、さらに死亡災害再発防止対策をまとめた②「林業作業「今日の作業ポイントカード」(B5 版)」と、同様に木材作業についても、③「林材業労働災害防止規程講習会資料 No2 死亡労働災害の撲滅に向けて 木材製造業 (A5 版)」、④「木材製造業「今日の作業ポイントカード」(B5 版)」を作成し、実践的リスクアセスメント集団指導会(4 時間受講者を対象)において説明し、災防規程の周知及び死亡災害再発防止対策の指導をした。(2,717名)

イ 林野庁と連携した特別活動において災防規程遵守を指導

林野庁と連携した特別活動の集団指導会において「林材業における労働災害防止のための対策 として、災防規程の遵守、徹底されるよう指導を行った。」(1,743名)

ウ 「平成30年度林材業労働安全衛生に関わる取組の実施要領」により災防規程の遵守を指導本部から会員に対し、労働災害防止月間及び死亡労働災害多発警報発令期間中の講習会や安全パトロール等において、安全管理士による遵守指導を行い、新災防規程の周知徹底を図るよう指導した。

(4)「林材業労働災害防止月間」の設定と全国安全週間等への取組

ア 全国安全週間が実施される7月を「林材業労働災害防止月間」に設定して、労働災害防止の活動を重点的に実施し、その定着を図った。また、この月間中の厚生労働省、中央労働災害防止協会が主唱する「全国安全週間」(7月1日~7日)についても協賛者として取り組んだ。

なお、「林材業労働災害防止月間」の主な取組みは、次のとおり

実 施 事 項	実施支部数	対 象 数
安全パトロール	32 支部	437 事業場
労働安全ポスターの配付、掲示	47 支部	5,779 事業場

イ 全国労働衛生週間

厚生労働省、中央労働災害防止協会が主唱する「全国労働衛生週間」(10月1日~7日)の協賛者として、労働衛生意識の高揚を図るため、計画的に取り組んだ。

なお、「林材業労働衛生週間」(9月1日~9月30日までの1か月間は準備期間、10月1日~7日は本週間)の主な取組みは、次のとおり

実 施 事 項	実施支部数	対 象 数
安全衛生パトロール	24 支部	252 事業場
安全衛生講習会、産業安全衛生大会等の実施	29 支部	834 事業場
労働衛生ポスターの配付、掲示	47 支部	4,620 事業場

ウ 冬季における転倒災害防止対策の推進について

平成30年10月末速報値では、全国の転倒災害の件数は、前年同期比の17.8%増加したことを受け、平成30年11月29日に厚生労働省労働基準局安全衛生部長から当協会会長に対して転倒災害の防止をより一層推進するよう協力要請があった。

厚生労働省の協力要請を踏まえ、年末に向けて積雪や凍結による転倒災害が多発する冬季を迎えることから、「林材業STOP!転倒災害プロジェクト実施要領」(平成30年12月15日~平成31年6月31日、平成30年12月15日~平成31年1月15日準備期間)を策定し、林材業の転倒災害の撲滅を図る取組が徹底されるよう支部及び会員事業場に対して指導した。

工 林材業年末年始無災害運動

平成30年度は、年末年始無災害運動の取組を12月15日~1月15日までとし、支部長自ら参加の下、地方労働行政、地方駐在安全管理士と連携し、「自主点検表チェックリスト」を活用した現場安全パトロールを実施し、年末年始の労働災害の撲滅に向けた取組みを行った。

なお、主な取組は、次のとおり

実 施 事 項	実施支部数	実 績
安全パトロール	35 支部	385 事業場
集団指導会及び会議等で指導	29 支部	114 回

オ 林材業STOP!熱中症クールワークキャンペーン」の実施

林材業における熱中症については、平成30年度は13次災防計画の林業及び木材製造業共通の重点対策として取り組んだところである。死亡災害ゼロを目指し、平成30年度労働安全衛生に関わる取組の実施要領において、「林材業STOP!熱中症 クールワークキャンペーンとして、4月を準備期間、5~9月をキャンペーン期間、7月を重点取組期間として、会員及び支部に対してそれぞれの取組内容を指示した。また、月刊情報誌「林材安全」への掲載並びに都道府県支部を介して、会員事業主に熱中症防止対策の徹底を図ることを目的とし、リーフレットを11,100部作成して配付し、本キャンペーンを展開した。

また、平成30年7月27日に厚生労働省労働基準局安全衛生部長から、連日の記録的な猛暑等を踏まえ、関係省庁で設置された「熱中症関連省庁連絡会議」において、7月の熱中症対策強化月

間を8月まで延長することが決定され、この状況を踏まえ厚生労働省は8月も引き続き7月の重 点取組期間に準じた取組を行うこととし、当協会の会員事業場等においても熱中症の状況に応じ た対応が徹底されるよう協力要請があった。

厚生労働省の協力要請を踏まえ、会員事業場において熱中症の状況に応じた対応が徹底されるよう周知するとともに、安全パトロール、各種会議、集団指導会などの機会を通じて熱中症対策が確実に実施されるよう支部及び会員事業場を指導した。

実 施 事 項	実施支部数
リーフレットの配付、掲示	47 支部
巡回指導、講習会等で指導	45 支部

カ 平成30年度下半期の労働災害防止対策の取組

平成30年9月21日厚生労働省労働基準局安全衛生部長から当協会の会長に対して、8月末の休業4日以上の死傷災害が前年同期比で7.2%増加し、第13次労働災害防止計画では、2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させることを目標としているが、初年度である2018年度の労働災害発生状況を踏まえると、より効果的に労働災害防止対策に取り組む必要があることから、下半期の労働災害防止対策を推進するよう要請があった。

厚生労働省の要請を踏まえ、林業においては自己伐倒による「激突」災害の対策を徹底するよう指導するとともに、伐倒作業が本格化する時期を迎え指導を徹底すること、また、木材製造業においては、非定常作業における労働災害の再発防止対策を徹底すること、リスクアセスメントの実施についても徹底するよう指導した。

平成30年度下半期の取組は、労働衛生週間、林材業年末年始無災害運動を通じて、下半期の労働災害防止の取組を展開した。

また、上半期における林業死亡労働災害の発生状況を分析し、「林材業死亡労働災害の分析結果 と再発防止対策」をとりまとめ、林業における死亡労働災害ゼロを目指して、支部の集団指導会 や現場安全パトロール等で再発防止対策により指導することと、林材安全に掲載して類似災害防 止に向けた取組を実施するよう指導した。

(5) 労働災害情報の収集分析と提供

労働災害の発生状況を毎月速報とするとともに、毎年の労働災害の発生動向を分析評価し、その 結果を取りまとめ、広く情報提供を行った。

提供情報	提供頻度	提供媒体	提供先
死亡労働災害事例速報	随時	ファックス、Eメール	支部 (会員)
労働災害発生状況速報(協会版・厚生 労働省版)	毎月	ファックス、Eメール	支部 (会員)

労働災害発生状況速報	毎月	ホームページ	一般
労働災害事例	各月号	月刊情報誌「林材安全」	購読者

(6) ホームページの運営

ホームページの内容充実と、労働災害事例、労働安全衛生対策の最新情報、協会事業案内の提供 に努めた。

平成30年度のアクセス総件数	82, 262 件(225 件/日)
1777	, , , , , , ,

(7) 全国林材業労働災害防止大会の開催

第 55 回全国林材業労働災害防止大会を平成 30 年 10 月 24 日(水)、福島県郡山市において開催し、 功労者等の表彰、事業場の体験事例発表等を通じて安全衛生意識の高揚を図った。

全国林材業労働災害防止大会	福島県郡山市	753 人
---------------	--------	-------

(8) 労働安全衛生に係る表彰事業等への候補者の推薦

ア 全国林材業労働災害防止大会会長表彰

全国大会において、安全衛生に優秀な成績をあげた団体及び会員事業場並びに労働災害防止の ため特に功労、功績のあった個人の表彰を行った。

区分	平成 30 年度	表彰者数
団 体 賞	0 団体	
車 米 担 帯	優 良 賞	5 事業場
事業場賞	進歩賞	1 事業場
/m 1 2#5	功 労 賞	18 人
個人賞	功績賞	5 人
会長感謝状		4 人
	計	33

イ 安全衛生厚生労働大臣表彰

厚生労働大臣が、安全衛生成績がきわめて高い水準に達し、他の模範と認められる優良事業場や団体、また、長年にわたり安全衛生活動の指導的立場にあり、地域、団体、又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献のあった功労者等に対して表彰する制度について、平成30年度は次の1名が表彰された。

○ 前田 八壽彦 氏(林業·木材製造業労働災害防止協会 鳥取県支部 支部長)

ウ緑十字賞の推薦

中央労働災害防止協会が実施する、長年にわたり我が国の産業安全または労働衛生の推進向上に尽くし、顕著な功績が認められる個人及び職域グループに対する表彰する制度について、平成30年度は次の2名を推薦し表彰された。

- 上野 徳也 氏(林材業労災防止協会 林材業安全技能師範)
- 梶原 重雄 氏(林材業労災防止協会愛媛県支部 宇和島分会長)

5 組織体制、事業運営の整備強化(自主事業)

(1)協会の業務運営に係る業務改善への継続した取組

「労働災害防止団体改革検討専門委員会報告書」(平成23年11月)、「林材業労災防止協会の在り方に関する検討委員会報告書」(平成24年1月)及び「林材業労災防止協会の在り方に関する検討委員会作業部会報告書」(平成26年12月)で取りまとめられた内容を踏まえ、業務運営の改善に向けて継続的に取り組んだ。

平成30年度は、特にコンプライアンスの強化を目指すためのコンプライアンス関連規程を制定してコンプライアンス体制の確立を図った。

また、本部に監査指導室を設置して監事と連携した監査体制の充実を図るとともに、「会計業務等に関する内部監査規程」を制定し、監事監査、内部監査を計画的に実施した。

ア コンプライアンス関連規程の制定

役職員等が法令等を遵守し高い倫理性を保持して業務を遂行する体制を確立して、協会の社会的信頼性及び事業運営の公平・公正性の確保に資するための「コンプライアンス管理規程」、及び通報対象事実の早期発見と是正によって協会の適正かつ健全な業務運営に資するための「コンプライアンス通報の処理に関する細則」を制定し、協会におけるコンプライアンス体制の強化を図った。

イ コンプライアンス研修の実施

協会の本部役職員、支部長及び支部事務局長に対して、コンプライアンス違反の具体的事例などを含めたコンプライアンスの意義と重要性についての知識と認識を高め、コンプライアンス意識を維持するため、弁護士を講師とするコンプライアンス研修を実施した。

ウ 監査体制の充実と監査結果に基づく措置

協会業務の適正かつ円滑な運営と会計経理の適正を期するため、「会計業務等に関する内部監査 実施規程を制定して監事と連携した監査体制の充実を図るとともに、年間監査計画に基づき、監 事監査、内部監査を計画的に実施し、監査結果に基づく改善措置を徹底した。

監事監査	本部会計業務監査	2 回
二, 尹监县	支部会計業務監査	6 支部

内部監査	支部会計業務等監査	8 支部
人 1 b b <u>ლ</u> 百	登録教習機関業務監査	2 支部 (再掲)

(2) 理事会・総代会等の開催

執行決定のための理事会及び最高議決機関である総代会を開催した。

第 57 回通常総代会	平成 30 年 6 月
第 58 回臨時総代会	平成 30 年 8 月
第 67 回理事会	平成 30 年 5 月
第 68 回理事会	平成 30 年 5 月
第 69 回理事会	平成 30 年 8 月
第70回理事会	平成 30 年 11 月
第71回理事会	平成 31 年 1 月

(3) 支部長会議等の開催

本部・支部間の連携を深め、組織体制の強化、事業活動の円滑な推進を図るため、全国支部長会議及び全国支部事務局長会議を開催して一体的な事業運営の強化に努めた。

また、全国林材業労働災害防止大会、総代会等の行事に関係行政機関の幹部を招へいし、林材業における産業安全の現状認識の共有を図り、協会の事業活動への理解、協力を求めた。

全国支部長会議では、「令和元年度事業計画(案)」、「伐木作業等に係る省令改正の動向」及び「今後の死亡労働災害の撲滅に向けた対策と取組」等を説明し、各支部の実施協力を求めるとともに、 支部におけるコンプライアンスの徹底を図るための「コンプライアンス研修」(再掲)を実施した。

さらに、事業活動の的確、円滑な展開を図るための全国事務局長会議を開催して、平成30年度事業計画に基づく支部実施事項及び「平成30年度林材業労働安全衛生に関わる取組の実施要領」について説明した。さらに、新任支部事務局長会議を開催して、新たに支部事務局長等に就いた者(9名)を対象に、当協会の設立目的、設立経緯、協会組織の位置付け、安全衛生活動等に対する理解を深めた。

全国支部長会議	平成 31 年 2 月	東京都
全国支部事務局長会議	平成 30 年 6 月	東京都
新任支部事務局長会議	平成 30 年 6 月	東京都

(4) 外部評価のための総合評価委員会の開催

外部有識者で構成された「林業・木材製造業労働災害防止協会総合評価委員会」を設置し、平成 29 年度に実施した協会事業について評価を受けた。 委員会の評価結果及び委員の意見等は、「平成 30 年度業績評価報告書」に取りまとめ、報告書を 踏まえた事業運営の改善を進めた。

総合評価委員会の開催 年2回

(5) 情報セキュリティ対策の推進

協会が保有する個人情報、事業場等に関係する重要情報の漏えい等のリスクに対応して、社会的信頼性と評価を得るため、情報セキュリティ対策の確実かつ適切な実施・運用を進めた。また、政府統一基準群及び厚生労働省セキュリティポリシーに準じた情報セキュリティの運用強化と、適切な情報セキュリティ機器等の導入により継続的に情報セキュリティの改善を図るとともに、本部役職員、支部長及び支部職員に対して情報セキュリティ研修を実施した。

また、本部における情報セキュリティ自己点検を実施し、職員の情報セキュリティに対する認識 を高めた。